

【フラット35】地域連携型

地域の住宅施策も
確認して住む場所を
選びたい



【フラット35】地域連携型とは、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

【フラット35】地域連携型について、詳しい基準や手続などの詳細は、フラット35サイトをご覧ください。



2025年3月31日までの申込受付分に適用

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型 （子育て支援） 【フラット35】地域連携型 （空き家対策）	当初 5 年間	年 ▲0.5%
【フラット35】地域連携型 （地域活性化）	当初 5 年間	年 ▲0.25%

- * 【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。
- * 【フラット35】地域連携型は【フラット35】借換融資にはご利用できません。
- * 【フラット35】地域連携型と【フラット35】地方移住支援型を併用することはできません。
- * 上記の表では【フラット35】地域連携型のみのポイントの適用があった場合の金利引下げ期間および金利引下げ幅を記載しています。

■【フラット35】地域連携型の利用条件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、地方公共団体から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

- * 「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、各地方公共団体へご確認ください。
- * このほか、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

【フラット35】地域連携型

■利用できる地方公共団体の事業の概要（例） *事業の詳細は、各地方公共団体が、地域の実情を踏まえて個別に決定します。

■【フラット35】地域連携型（子育て支援） 【フラット35】地域連携型（空き家対策） を利用できる事業の概要

子育て世帯が住宅を取得する場合



空き家を取得する場合



■【フラット35】地域連携型（地域活性化） を利用できる事業の概要

U/Iターン^{※1}を契機として、
住宅を取得する場合



居住誘導区域^{※2}外から居住
誘導区域内に移住する際に
住宅を取得する場合



地域産材を活用して建てられた住宅を
取得する場合



防災・減災対策に資する
住宅を取得する場合



街なみ景観の形成に資する
住宅を取得する場合



グリーン化(断熱等性能
等級6,7相当の高断熱
住宅を取得)する場合



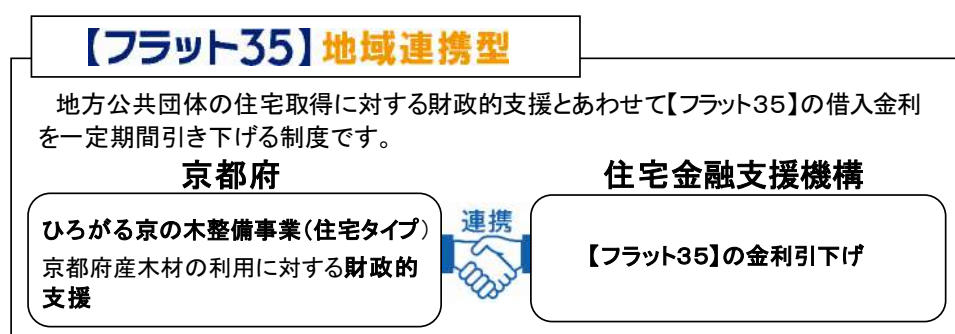
- ※1 U/Iターンとは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称です。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態をいいます。
- ※2 居住誘導区域とは、地方公共団体が居住を誘導すべき区域として定めるものをいいます。



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

京都府産木材で【フラット35】をおトクに ～京都府と住宅金融支援機構が連携し、金利を引下げ～

■京都府と独立行政法人住宅金融支援機構では、京都府産木材を利用した住宅への補助制度（府実施）を活用する場合に当該住宅の取得に係る住宅ローン【フラット35】の金利を引き下げる制度の取扱いを7月1日から開始しますので、周知をお願いします。



1 制度開始日

令和6年7月1日（月）

2 対象者

京都府のひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）の支援対象となっている住宅※を取得する個人

※工務店から京都府に対して「ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）」の事業申込書が提出されている住宅

3 【フラット35】の金利引下げ内容

当初5年間、年0.25%の金利引下げ

4 申込方法

京都府が交付した【フラット35】地域連携型利用対象証明書を融資申込時に金融機関へ提出

（利用対象証明書の交付申請先）

- ・物件の所在地が京都府内の場合：管轄する広域振興局
※京都市、長岡京市、向日市、大山崎町の場合は京都府林務事務所
- ・物件の所在地が京都府外の場合：京都府農林水産部林業振興課

【本報道発表に関するお問合せ】

京都府農林水産部林業振興課	課長 塚脇	TEL 075-414-5020
	主幹兼係長 田窪	TEL 075-414-5009
独立行政法人住宅金融支援機構	近畿支店 地域連携グループ	
	企画調整担当グループ長 山下	TEL 06-6281-9261
	調査役 田島	TEL 06-6281-9261

(地方公共団体名)

申請日 令和 年 月 日

京都府知事

様

【フラット35】地域連携型利用申請書

【フラット35】地域連携型を利用するため、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の発行を申請します。

※太枠内をご記入ください。

申請者 (【フラット35】の お申込人) ※【フラット35】 のお申込み人が 2人の場合は、 いずれかの方が ご記入ください。	氏 名	フリガナ	押印 不要
	住所	〒(—)	
	TEL	() - () - ()	
住宅 事業者 (交付申請者)	氏名又は法人名		
	住所		
	TEL	() - () - ()	
取得する住宅の所在地 (地名地番)			
補助事業等名		ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ)	

※内容を確認の上、該当箇所にチェックをご記入ください。

誓約事項	
☐	【フラット35】地域連携型を利用するに当たって、上記補助事業等の利用要件を満たしていることを誓約します。 現時点で合致していない要件につきましては、補助申請時には満たすことを誓約します。
提出書類	
☐	本申請書提出時点で、事業申込書は提出済みです。
承諾事項	
☐	次の①から④までの全ての事項について承諾します。
①	【フラット35】地域連携型のお申込人は個人であること。
②	補助事業等の対象とならない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないことがあること。
③	【フラット35】の要件に合致しない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないこと。
④	本申請に関する情報(申請者及び補助申請者の情報を含む。)は、【フラット35】地域連携型及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること。

(地方公共団体名)

申請日 令和 年 月 日

京都府知事

様

【フラット35】地域連携型利用申請書

【フラット35】地域連携型を利用するため、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の発行を申請します。

※太枠内をご記入ください。

申請者 (【フラット35】の お申込人) ※【フラット35】 のお申込み人が 2人の場合は、 いずれかの方が ご記入ください。	氏 名	フリガナ キョウト タロウ 京都 太郎	押印 【フラット35】の申込予定の方の氏 名、住所、電話番号を記入してく ださい
	住所	〒(〇〇〇 — 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇〇	
	TEL	((〇〇〇) - (〇〇〇〇) - (〇〇〇〇))	
住宅 事業者 (交付申請者)	氏名又は法人名	〇〇工務店	取得予定の住宅について、ひろが る京の木整備業(住宅タイプ)の 事業申込を京都府に提出された 事業者名、住所、電話番号を記入 してください
	住所	〇〇市〇〇町〇〇	
	TEL	((〇〇〇) - (〇〇〇) - (〇〇〇〇))	
取得する住宅の所在地 (地名地番)		〇〇市〇〇町〇〇	取得予定の住宅の所在地を記入 してください
補助事業等名		ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ)	事業名は変更しないでください

※内容を確認の上、該当箇所にチェックをご記入ください。

誓約事項	
☒	【フラット35】地域連携型を利用するに当たって、上記補助事業等の利用要件を満たしていることを誓約します。 現時点で合致していない要件につきましては、補助申請時には満たすことを誓約します。
提出書類	
☒	本申請書提出時点で、事業申込書は提出済みです。
承諾事項	
☒	次の①から④までの全ての事項について承諾します。
①	【フラット35】地域連携型のお申込人は個人であること。
②	補助事業等の対象とならない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないことがあること。
③	【フラット35】の要件に合致しない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないこと。
④	本申請に関する情報(申請者及び補助申請者の情報を含む。)は、【フラット35】地域連携型及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること。

該当する項目にチェックを記入して
ください
全てにチェックが記入されている場
合のみ【フラット35】地域連携型利
用対象証明書が発行できます

【フラット35】地域連携型

住まいのしあわせを、ともにつくる。

【フラット35】地域連携型とは、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

ご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、地方公共団体から、地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

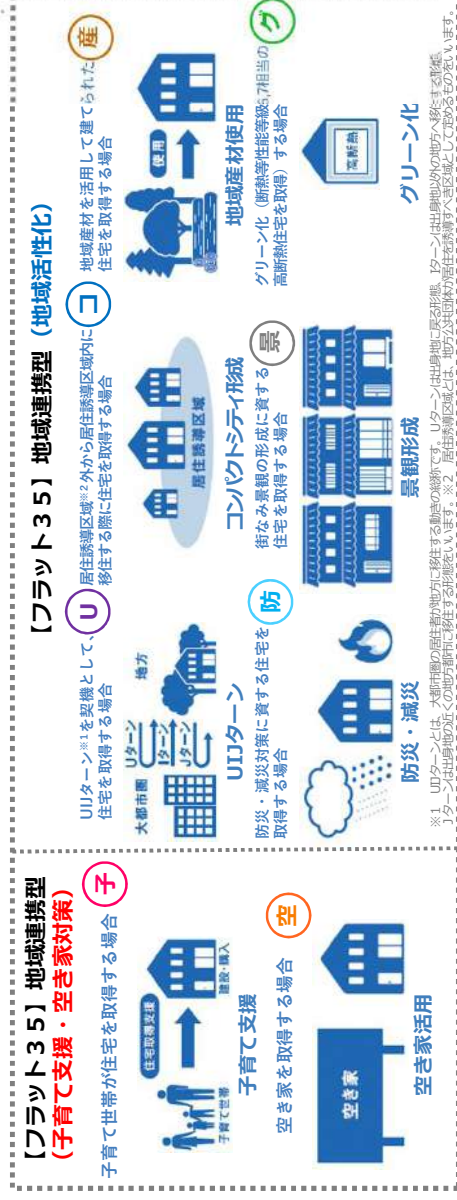
- 【フラット3.5】地域連携型利用対象証明書の交付を受けるための条件については、各地方公共団体にてご確認ください。
このほか、住宅の耐久年数などの「フラット3.5」の技術基準やその他諸基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット3.5サイト (www.flat3.5.jp) でご確認ください。

金利引下げについて

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型 (子育て支援・空き家対策)	当初 5 年間	年▲0.50%
【フラット35】地域連携型 (地域活性化)	当初 5 年間	年▲0.25%

- * 【フラット3.5】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する日みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット3.5サイト (www.flat35.com) でお知らせします。
- * 【フラット3.5】借換融資には利用できません。
- * 【フラット3.5】S、【フラット3.5】L、【フラット3.5】リノベおよび【フラット3.5】維持保全型にも併用できません。

利用できる地方公共団体の事業の概要(例)



⚠️ ご注意
【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では申込ご本人またはご親族の方が実際ににお住まいになっていることを定期的に確認しています。

禁止通行

対象となる各補助事業は裏面でご確認ください！！

